

# 寧波市特許管理条例

2003年11月24日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 寧波市特許管理条例

(2003年9月26日寧波市第十二回人民代表大会常務委員会第五回会議で採決され、2003年11月6日浙江省第十回人民代表大会常務委員会第六回会議で承認、2003年11月24日公布、2004年1月1日より施行する)

**第一条** 特許の管理を強化し、特許権者及び公衆の合法的權益を擁護し、発明と創造を奨励し、科学技術の進歩と技術イノベーションを促進するため、『中華人民共和国特許法』等関連法律法規の規定に基づき、当市の実態を盛り込んだ上で本条例を制定する。

**第二条** 本条例は、当市行政区域内における特許の管理及びその関連活動に適用する。

**第三条** 市と県(市)、区人民政府は、特許に対する指導を強化し、特許に係る業務を国民経済と社会発展計画に組み入れ、特許知識の普及と技術イノベーション力を査定する特許評価制度を構築し、特許管理における重大事項の処理を協調するものとする。

**第四条** 市と県(市)、区人民政府の特許業務を管理する部門は当行政区域内の特許管理に責任を持つ。

その他の関連行政管理部門は各自の職責に従い特許管理業務の展開に協同しなければならない。

**第五条** 市と県(市)、区人民政府は特許専用資金を設けるものとする。特許専用資金は、当行政区域内の公民、法人又はその他組織の特許出願、特許技術の産業化事業に対する助成及び重要な発明特許の表彰等事項に使用しなければならない。

特許専用資金の管理方法については、市と県(市)、区の人民政府が別途制定する。

**第六条** 市と県(市)、区人民政府の特許管理部門は、企業・事業単位の特許業務に対する指導を強化し、企業・事業単位における特許管理制度の構築と完備化に助力して特許管理要員を育成しなければならない。

**第七条** 企業・事業単位は研究開発、技術革新等業務において、特許情報を追跡して、特許と関連づける研究開発業務のファイルを設置し、研究開発の全プロセスを

記録に取り、要件に合致し、特許出願を必要とする発明創造について適時に特許出願を行わなければならない。

**第八条** 企業・事業単位は社員の発明創造を奨励、支持し、社員の非職務発明を尊重しなければならないものとし、社員の非職務発明創造の特許出願を抑制してはならない。

**第九条** 以下の状況のいずれかが該当し、且つ片方の当事者より要請がある場合、双方は自主・平等の原則に基づき、特許出願権と特許権の帰属等事項について約定するものとする。

- (一) 当該単位の物質的な技術条件を使用して発明創造を行った場合、
- (二) 個人がサイドビジネスを通して発明創造を行った場合、
- (三) 提携又は委託によって発明創造を行った場合、
- (四) 別な単位で研修、学習又は業務を行う期間において発明創造を行った場合、
- (五) その他科学研究と開発について契約を締結した場合。

**第十条** 如何なる者でも、職務発明創造と関連しており、外部には公開されない技術資料を単位の許可を得ずにはその他の単位或いは個人に漏洩もしくは売り払ってはならない。

雇用関係の終止や解除、又はその他の理由により元の単位を離職した者は離職する前に、既に完成した或いは進行中である職務発明創造に係る実験材料、試験記録、サンプル品やサンプル機器及びその他外部に公開されない技術資料等を単位に返却しなければならない。

**第十一条** 特許権を授与された単位は、特許権公告日より九十日間内に発明者又は考案者に奨励金を支給しなければならない。発明特許の場合、一アイテムあたりの奨励金は最小限でも二千元以上とし、実用新案又は意匠では一アイテムあたりの奨励金は最小限でも五百元以上とする。

発明者又は考案者の提案がその所属単位に採用されたために完成した発明創造については、特許権を授与された単位は奨励金を支給しなければならない。

発明者又は考案者に支給する奨励金を、企業は原価に計上でき、事業単位は事業費用から支出できるものとする。

**第十二条** 特許権を授与された単位は特許権の有効期限内において、当該アイテムの発明特許又は実用新案の実施により得られた利益の税引き後金額の5%以上、若しくは当該アイテムの意匠の実施により得られた利益の税引き後金額の2%以上を、報酬として発明者又は考案者に支給しなければならない、または、上述した比率を参照して発明者又は考案者に一括払いすることもできる。

特許権を授与された単位がその特許を譲渡する、又は他人にその実施を許諾する場合、当該アイテムの特許譲渡費或いは特許の実施許諾費の税引き後金額の20%以上を、発明者又は考案者への報酬としなければならない。

特許権を授与された単位が、特許権を価格査定し出資資本に充当する場合、当該特許による株式の20%以上を発明者や考案者の株式とするか、又はその株式の価格を査定して発明者や考案者に支払わなければならない。

本条に規定した報酬や振出す株式につき、単位と発明者又は考案者との間に別途約定がある場合、その約定に従う。

**第十三条** 職務発明創造が、特許権を授与された後二年間以内に実施されない場合、発明者又は考案者は特許権の帰属を変えない前提で、単位との約定に基づき自ら実施することができる。単位が特許権を譲渡する場合、発明者又は考案者は同等な条件において優先的に譲渡を受ける権利を有する。

**第十四条** 発明者又は考案者が特許出願と相談サービスを必要としながら、特許サービス費用を支払えない場合、特許管理部門にサービス援助を申し立てることができる。審査を経て、所定の要件に合致した場合、特許管理部門より指定された特許サービス機構がサービス援助を提供するものとする。

**第十五条** 特許権者が、特許権を価格査定し出資資本に充当する場合、特許資産評価を行わなければならない。特許権の価格査定・出資資本の充当が占める株式の比率については関連法律、法規の規定に基づき、提携各方で約定する。

特許権の価格査定・出資資本の充当が国有資産に関する場合、評価の結果を国有資産管理部門に報告し登記しなければならない。

**第十六条** 以下の状況のいずれかに該当する場合、特許権者又は利害関係者は関連主管部門に特許権の有効証明を提供しなければならない。

(一)申請する科学技術や経済計画プロジェクトが特許権に係る場合、

(二)特許権を抵当に供する場合、

(三)特許管理部門又は税関に特許権の保護を要請する場合、

(四)開催した各種の技術と製品の展覧会、展示会、販促会、見本市が特許権に係る場合、

(五)その他特許の有効性を認定する必要がある場合。

**第十七条** 以下の状況のいずれかに該当する場合、対外貿易経営者は相手方に、当該特許権が有効である且つ合法的に保有、もしくは合法的に実施を許諾された関連証明を提供するよう求めなければならない。

(一)貨物の輸入で特許権に係る場合、

(二)委託を受けて来料加工、進料加工を行うため、関連づける原材料や部品の輸入で特許権に係る場合、

(三)技術設備の導入で特許権の譲渡、特許出願権の譲渡或いは特許の実施許諾に係る場合。

**第十八条** 対外貿易経営者が貨物を輸出して新技術と発明創造に係る場合、その係った技術分野について輸入者の所在国または地区の特許文献を検索しなければならない。要件を満たすものは、国と関連国際条約の規定に基づき、先行して又は同時に輸入者の所在国又は地区で特許を出願できるものとする。

**第十九条** 特許権者又は特許実施許諾の被許諾者が、その製品、製品包装若しくは製品の説明書に特許標識を標記する場合、特許の種別と特許番号を同時に明記しなければならない。

**第二十条** 特許権者又は特許実施許諾の被許諾者が特許の広告を発表する場合、国务院特許行政部門若しくはその授權された特許管理部門より発行した特許権有効証明を提供しなければならない。特許権有効証明を提供しない場合、如何なる単位と個人でも特許広告を発表してはならない。

特許広告を発表する場合、特許の種別と特許番号を明記、又は説明しなければならない。

**第二十一条** 特許代行、特許技術貿易、特許資産の査定、特許情報検索、特許コンサルタント等業務に従事する特許サービス機構の設立は、国の関連規定を準ずるものとする。

特許サービス機構の設立、変更、営業中止、営業停止については、法に基づき関

連手続きを行う外、適時に現地の特許管理部門に登録を行わなければならない。

**第二十二條** 特許サービス機構は法に従い特許サービスを従事するものとし、他人に虚偽な特許検索報告や特許資産評価報告を発行してはならない。他人と共謀して国、集団又は第三者の利益を損ねてはいけぬ。当事者を誤り導いて、欺瞞や脅迫で特許に係る契約を締結させてはいけぬ。

**第二十三條** 特許管理部門が特許紛争を処理する際、業務上の必要性又は当事者の要請に基づき、関連単位に委託して技術鑑定を行うことができる。

技術鑑定費用は申し立てた当事者が立替で支払いし、事案の終結後に帰責当事者が負担する。技術鑑定費に対して当事者間で約定がある場合、その約定に従う。

**第二十四條** 市特許管理部門は、本市行政区域内において他人特許の詐称又は特許と偽る行為の取締に責任を持つ。

**第二十五條** 他人特許の詐称又は特許と偽る行為に対する単位と個人の摘出を奨励する。特許管理部門は告発人及び関連内容に機密保持責任を負う。

**第二十六條** 特許管理部門は特許権侵害紛争を処理し、他人特許の詐称行為又は特許と偽る行為を取り締まる際、以下の職権を行使することができる。

(一) 当事者と証人に対する事情聴取と関連状況の調査、検証、

(二) 事案に係る契約書、図面、インボイス、帳簿等資料の閲覧と複製、

(三) 事案に係る物品を検査し、特許の違法行為に該当すると証明する証拠が見つかる物品を、封じたり押収できるものとする。

特許管理部門が法により前項に定めた職権を行使する際、当事者及び関連単位と個人は協力するものとし、拒否し阻害してはならない。

**第二十七條** 特許サービスを従事する機構が本条例第二十二條の規定に違反した場合、市特許管理部門は違法所得を没収し、且つ違法所得の一倍から三倍までの罰金を科する。違法所得がない場合、二千元以上から二万元以下までの罰金を科するものとする。

**第二十八條** 本条例の規定を違反した場合、関連法律・法規で既に処罰を規定したのものについてはその規定に従うものとする。

**第二十九條** 特許管理部門の職員は特許に係る経営活動に参加してはならない。

業務上において知りえた当事者の関連秘密を漏洩してはならない。職権濫用や職務怠慢をしてはならず、不正によって私利を謀ってはならない。

前項の規定を違反したものに行政処分を与える。犯罪を構成したものは、法に従ってその刑事責任を追究する。

**第三十条** 本条例は 2004 年 1 月 1 日より施行する。